

長見 萬里野（全国消費者協会連合会）  
土田 あつ子（NACS消費生活研究所）  
日和佐 信子（全国消費者団体連絡会）

はじめに

### 急速なIT化社会

・個人情報とは瞬時に収集・集積・漏洩という一般的な状況がある。

### 個人情報について

与信判断 に使う場合

金融商品の販売に使う場合

ここでは、おもに について意見をのべる。

1. 必然性
2. 信用情報の特殊性
3. 管理のズサンさ

上記問題点をふまえて下記事項の検討が必要と考える

1. 説明義務の明確化
2. 与信に必要な範囲を明確にすべき
3. 情報の管理責任を義務付けるべき
4. 基本法の例外を（限定）明確にすべき
5. ホワイト情報の交流について

その他

個人情報保護法における懸念

以上